

朝日WEBダイレクト定期積金 規定

第1条 定期積金口座の開設

朝日WEBダイレクト（以下「本サービス」といいます）によりお客さまご本人名義の定期積金口座を開設することができます。

この場合、開設する口座のお取引店は代表口座のお取引店とし、お届印は他に定期性預金のお届印がある場合にも代表口座のお届印と共通とさせていただきます。

第2条 掛金の払込方法

本定期積金は開設時に指定された払込日に、代表口座から振替により契約期間内において掛金を払込みさせていただきます。

第3条 掛金の払込金額

本定期積金の払込金額は、1回当たり10,000円以上とします。また、払込単位は1,000円単位とします。

払込金額、払込単位は、当金庫の都合により変更することがあります。

第4条 契約日と適用利回り

1. 契約日は、本サービス操作当日とします。（操作完了時点の日が契約日となります。）
なお、操作当日とは、本操作が完了した日をさすものとします。
2. 本定期積金の適用利回りは、契約日における当金庫所定の利回りとし満期日まで適用します。

第5条 契約期間

本定期積金の契約期間は、1年、2年、3年、4年、5年です。

契約期間は、当金庫の都合により変更することがあります。

第6条 通帳・証書の発行

本定期積金の通帳・証書の発行は行いません。

本サービスにて契約内容をご確認いただくことができます。

ただし、本サービス操作完了した日から2日後のAM9:00から照会可能となります。

第7条 給付契約金の支払時期

本定期積金は、満期日に給付契約金を支払います。

第8条 払込みの遅延

本定期積金の払込みが遅延したときは、以下のとおり取り扱います。

1. 自動振替による払込みが遅延された場合
 - (1) 払込み遅延が4ヵ月（4回）未満の場合は、満期日到来時に解約させていただきます。
 - (2) 払込みが4ヵ月（4回）遅延となると自動振替を停止し、代表口座（普通預金）へ全額入金（解約）させていただきます。

2. 契約期間中に払込みの遅延があった場合
契約期間中に払込みの遅延があった場合は、満期日に契約時の約定利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息を徴求させていただきます。
ただし、遅延利息徴求時に元本を下回る場合は、元本のみの支払いとします。

第9条 給付補填金等の計算

1. 本定期積金の給付補填金は、口座開設時の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
2. 約定通り払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
 - (1) 本定期積金の契約期間中に口座開設時の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、本定期積金の掛金残高相当額とともに代表口座へ払戻します。
 - (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について解約日における普通預金利率によって計算し、本定期積金の掛金残高相当額とともに代表口座へ払戻します。
 - (3) 第8条の規定に基づき遅延利息をいただく場合があります。
 - (4) この計算の単位は1円とします。

第10条 解約

1. 満期解約は、約定どおりに掛金を払込みされた場合、掛金残高相当額および給付補填金を満期日に代表口座へ入金します。
2. 約定どおりに掛金の払込みがされなかった場合、第9条第2項に基づき手続きします。
3. 満期未到来の本定期積金に対して、中途解約予約の依頼をすることができます。
当金庫がやむを得ないと認めた場合、解約は依頼日の2営業日後となり、解約後の掛金残高相当額および解約利息を代表口座へ入金します。
4. 原則として営業店店頭での解約の取り扱いはいたしません。ただし、以下の場合は、お取扱店へのご来店により解約手続きを受付いたします。
 - (1) システム障害などにより本サービスからの中途解約予約ができない場合。
 - (2) 当金庫がやむを得ないと認めた場合。

【ご持参いただく書類】

- ・ 「『朝日WEBダイレクト』定期口座解約依頼書（兼払戻請求書）」に署名捺印（代表口座印）したもの
 - ・ 普通預金（代表口座）のお届印
 - ・ 本人を証する身分証明書（運転免許証など）
 - ・ 本サービスの「お客様カード」
5. 上記のいずれの場合（満期解約・中途解約・来店による解約）にも代表口座へ入金するものとし、現金でのお支払はいたしません。
 6. 解約予約の受付後は、取消・変更はできません。

第11条 成年後見人等の届出

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

さい。

5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第12条 届出事項の変更

1. 印章の紛失、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。
2. 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第13条 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第14条 譲渡、質入れの禁止

本定期積金は、譲渡または質入れはできません。

第15条 保険事故発生時における積金契約者からの相殺

1. 本定期積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この積金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当店に提出してください。ただし、本定期積金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - (1) 本定期積金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利回を適用するものとします。
 - (2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率・料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上
平成29年11月10日 制定